

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード&Mastercard 会員規約(個人)

改定前	改定後
第6条(カードの貸与と取扱い)	第6条(カードの貸与と取扱い)
3. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービスの購入(当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目のいかんを問わないものとします)その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。	3. 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービスの購入(当該商品等を転売しあるいは委託販売する等その名目のいかんを問わないものとします)その他これらと実質的に同視できる取引などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。本項で禁止される現金化を目的とするカード利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これらに限られません。
第27条(カードショッピング)	第27条(カードショッピング)
2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでの利用の場合。以下本条において同じ)には、利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。	2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップでの利用の場合。以下本条において同じ)には、利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。	3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入すること、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンライン	4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所等の個人情報をオンライン

によって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。	によって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
<ご相談窓口>	<ご相談窓口>
2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。 りそなカード株式会社 関東財務局長 第00484号 日本貸金業協会会員 第000452号	2. カード等の利用、請求内容等に係るお問合せおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。 りそなカード株式会社 関東財務局長 第00484号 日本貸金業協会会員 第000452号
(2025 年 1 月改定)	(2025 年 5 月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
1. (1)申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)	1. (1)申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という)
(2)会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)	(2)会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)
2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。	2. 会員は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。
(1)当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス	(1)新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
(2)当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発	(2)市場調査、商品開発
(3)当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた	(3)宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動

営業活動																																			
(4)当社が認める クレジットカード利用可能 加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信	(4)当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信																																		
(5)当社が認める クレジットカード利用 加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)	(5)当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)																																		
<登録される情報とその期間>	<登録される情報とその期間>																																		
<table><tr><th rowspan="2">登録情報^①</th><th colspan="2">登録の期間^②</th></tr><tr><th>CIC^③</th><th>JICC^④</th></tr><tr><td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1^⑤</td><td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間^⑥</td></tr><tr><td>②本規約に係る申込みをした事実^⑦</td><td colspan="2">当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間^⑧</td></tr><tr><td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実^⑨</td><td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内^⑩</td></tr><tr><td>④債権譲渡の事実に係る情報^⑪</td><td>—^⑫</td><td>譲渡日から1年以内^⑬</td></tr></table>	登録情報 ^①	登録の期間 ^②		CIC ^③	JICC ^④	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥		②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間 ^⑧		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩		④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	— ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬	<table><tr><th rowspan="2">登録情報^①</th><th colspan="2">登録の期間^②</th></tr><tr><th>株式会社シー・アイ・シー^③</th><th>株式会社日本信用情報機構^④</th></tr><tr><td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1^⑤</td><td colspan="2">左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間^⑥</td></tr><tr><td>②本規約に係る申込みをした事実^⑦</td><td colspan="2">当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間^⑧</td></tr><tr><td>③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実^⑨</td><td colspan="2">契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内^⑩</td></tr><tr><td>④債権譲渡の事実に係る情報^⑪</td><td>—^⑫</td><td>譲渡日から1年以内^⑬</td></tr></table>	登録情報 ^①	登録の期間 ^②		株式会社シー・アイ・シー ^③	株式会社日本信用情報機構 ^④	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥		②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間 ^⑧		③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩		④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	— ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬
登録情報 ^①		登録の期間 ^②																																	
	CIC ^③	JICC ^④																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥																																		
②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間 ^⑧																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩																																		
④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	— ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬																																	
登録情報 ^①	登録の期間 ^②																																		
	株式会社シー・アイ・シー ^③	株式会社日本信用情報機構 ^④																																	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1 ^⑤	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 ^⑥																																		
②本規約に係る申込みをした事実 ^⑦	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間 ^⑧																																		
③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実 ^⑨	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 ^⑩																																		
④債権譲渡の事実に係る情報 ^⑪	— ^⑫	譲渡日から1年以内 ^⑬																																	
<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>	<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>																																		
○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp	○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp																																		
○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp	○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp																																		
個人情報の共同利用について	個人情報の共同利用について																																		
当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。	当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。 https://www.resonacard.co.jp/corporate/privacy/																																		
反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意	反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意																																		
私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ))は、次の1. に規定する暴力団員等もしくは1. の各号のいずれかに該当する場合、2. の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1. に基づく表明・確約に関して	私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ))は、次の1. に規定する暴力団員等もしくは1. の各号のいずれかに該当する場合、2. の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1. に基づく表明・確約に関して																																		

虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。	虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。
(2025 年 1 月改定)	(2025 年 5 月改定)
V21008 (24.12)	V21008 (25.04)RCD